



山形県公報

平成15年12月19日 (金)

号 外 (98)

目 次

条 例

山形県事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例..... (人 事 課) ... 2
 電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律施行条例..... (情報企画課) ...10
 山形県立大学条例の一部を改正する条例..... (健康福祉企画課) ...同
 山形県立大学の授業料等徴収条例の一部を改正する条例..... (同) ...11
 国営土地改良事業負担金徴収条例の一部を改正する条例..... (農村計画課) ...12

本号で公布された条例のあらまし

山形県事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例 (県条例第53号) (人事課)

- 1 次に掲げる事務は、それぞれに掲げる市町村が処理することとした。(第2条第1項関係)
 - (1) 児童福祉法に基づく認可外保育施設の施設の名称等の届出の受理等 山形市、米沢市、鶴岡市、酒田市及び天童市
 - (2) 農地法に基づく2ヘクタール以下の農地を農地以外のものにする許可等 山形市、米沢市、鶴岡市、酒田市及び天童市
 - (3) 土地区画整理法に基づく個人施行者又は土地区画整理組合が施行する土地区画整理事業の施行の認可等 米沢市、鶴岡市、酒田市及び天童市
 - (4) 都市再開発法に基づく個人施行者、市街地再開発組合又は再開発会社が施行する市街地再開発事業の施行の認可等 山形市、米沢市、鶴岡市、酒田市及び天童市
 - (5) 農業振興地域の整備に関する法律に基づく農用地区域内における開発行為の許可等 山形市、米沢市、鶴岡市、酒田市及び天童市
 - (6) 電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律施行条例に基づく電子証明書の発行手数料の徴収等 各市町村

2 この条例は、平成16年4月1日から施行することとした。ただし、1の(6)の改正は、規則で定める日から施行することとした。

電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律施行条例 (県条例第54号) (情報企画課)

- 1 電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律(以下「法」という。)第3条第1項の規定により電子証明書の発行の申請をしようとする者は、法第34条第4項に規定する発行手数料を知事に納付することとし、知事は、当該発行手数料を指定認証機関に納付することとした。(第2条第1項及び第2項関係)
- 2 発行手数料は、指定認証機関の収入とすることとし、その額は、指定認証機関が行う電子証明書の発行に係る電子計算機処理等に要する費用を基礎として、指定認証機関が定めることとした。(第2条第3項関係)
- 3 法第34条第5項に規定する情報提供手数料は、指定認証機関の収入とすることとし、その額

は、失効情報等の提供事務に係る電子計算機処理等に要する費用を基礎とし、かつ、当該事務に係る請求の目的の公共性を考慮して、指定認証機関が定めることとした。（第3条関係）

4 この条例は、規則で定める日から施行することとした。

山形県立大学条例の一部を改正する条例（県条例第55号）（健康福祉企画課）

1 山形県立保健医療大学に大学院を置き、その研究科及び専攻並びに課程を保健医療学研究科及び保健医療学専攻並びに修士課程とし、当該課程の標準修業年限を2年とすることとした。（第3条関係）

2 この条例は、規則で定める日から施行することとした。

山形県立大学の授業料等徴収条例の一部を改正する条例（県条例第56号）（健康福祉企画課）

1 山形県立保健医療大学の大学院における授業料等を定めることとした。（別表関係）

2 県は、山形県立保健医療大学の大学院の平成16年度における入学（以下「入学」という。）の許可を受けようとする者（入学の許可を受けるための手続をこの条例の施行の日前に終了する者に限る。）から入学料を徴収することとした。（改正条例附則第2項関係）

3 県は、この条例の施行の日前に行う入学に係る入学考査を受けようとする者から入学考査料を徴収することとした。（改正条例附則第4項関係）

4 この条例は、規則で定める日から施行することとした。

国営土地改良事業負担金徴収条例の一部を改正する条例（県条例第57号）（農村計画課）

負担金徴収の対象となる国営土地改良事業として国営最上川中流土地改良事業（平成15年度以降事業実施分）を追加し、その負担割合を300分の31とすることとした。

条 例

山形県事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成15年12月19日

山形県知事 高 橋 和 雄

山形県条例第53号

山形県事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

山形県事務処理の特例に関する条例（平成11年12月県条例第36号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項の表中第42項を第46項とし、第28項から第41項までを4項ずつ繰り下げ、第27項を削り、第26項を第31項とし、第25項を第30項とし、第24項を第29項とし、同項の前に次の2項を加える。

<p>27 都市再開発法（昭和44年法律第38号。以下この項において「法」という。）及び都市再開発法施行令（昭和44年政令第232号。以下この項において「政令」という。）に基づく事務のうち次に掲げるもの</p> <p>(1) 法第7条の4第1項の規定による建築の許可</p> <p>(2) 法第7条の5第1項の規定による必要な措置の命令</p> <p>(3) 法第7条の5第2項の規定による必要な措置の実施等</p> <p>(4) 法第7条の6第1項の規定による土地の買取りの申出の相手方の決定</p> <p>(5) 法第7条の6第2項の規定による土地の買取りの申出の相手方の公告</p>	<p>山形市、米沢市、鶴岡市、酒田市及び天童市（第1号から第11号まで、第41号から第48号まで、第50号、第51号及び第77号から第82号までに掲げる事務（第41号に掲げる事務のう</p>
--	---

- (6) 法第7条の6第3項の規定による土地の買取り
- (7) 法第7条の6第4項の規定による土地を買い取る旨等の通知
- (8) 法第7条の6第5項の規定による通知した旨の通知の受理
- (9) 法第7条の7第1項の規定による土地の賃貸等
- (10) 法第7条の7第3項の規定による契約の解除
- (11) 法第7条の7第4項の規定による土地の管理
- (12) 法第7条の9第1項の規定による第一種市街地再開発事業の施行の認可
- (13) 法第7条の15第1項（法第7条の16第2項及び第7条の20第2項において準用する場合を含む。）の規定による施行者の氏名等の公告等
- (14) 法第7条の16第1項の規定による規準若しくは規約又は事業計画の変更の認可
- (15) 法第7条の17第4項の規定による規約の認可
- (16) 法第7条の17第7項の規定による新たに施行者となった者の氏名等の届出の受理
- (17) 法第7条の17第8項の規定による新たに施行者となった者の氏名等の公告
- (18) 法第7条の19第1項の規定による審査委員の選任の承認
- (19) 法第7条の20第1項の規定による第一種市街地再開発事業の終了の認可
- (20) 法第11条第1項の規定による組合の設立の認可
- (21) 法第11条第2項の規定による組合の設立の認可
- (22) 法第11条第3項の規定による事業計画の認可
- (23) 法第16条第1項（法第38条第2項、第50条の6及び第50条の9第2項において準用する場合を含む。）の規定による事業計画の縦覧
- (24) 法第16条第2項（法第38条第2項、第50条の6及び第50条の9第2項において準用する場合を含む。）の規定による意見書の受理
- (25) 法第16条第3項（法第38条第2項、第50条の6及び第50条の9第2項において準用する場合を含む。）の規定による事業計画の修正の命令等
- (26) 法第16条第5項（法第38条第2項、第50条の6及び第50条の9第2項において準用する場合を含む。）の規定による事業計画の修正の申告の受理等
- (27) 法第19条第1項（法第38条第2項において準用する場合を含む。）の規定による組合の名称等の公告等
- (28) 法第19条第2項（法第38条第2項において準用する場合を含む。）の規定による組合の名称等の公告
- (29) 法第28条第1項の規定による理事長の氏名等の届出の受理
- (30) 法第28条第2項の規定による理事長の氏名等の公告
- (31) 法第38条第1項の規定による定款又は事業計画若しくは事業基本方針の変更の認可
- (32) 法第45条第4項の規定による組合の解散の認可
- (33) 法第45条第6項の規定による組合の設立の認可の取消し等の公告
- (34) 法第49条の規定による決算の承認

ち法第60条第2項において準用する同条第1項の規定により行う事務及び第50号に掲げる事務のうち法第99条の8第5項において準用する法第98条第2項の規定により行う事務を除く。）にあっては山形市を除く。）

- (35) 法第50条の2第1項の規定による市街地再開発事業の施行の認可
- (36) 法第50条の8第1項（法第50条の9第2項、第50条の12第2項及び第50条の15第2項において準用する場合を含む。）の規定による再開発会社の名称等の公告等
- (37) 法第50条の9第1項の規定による規準又は事業計画の変更の認可
- (38) 法第50条の12第1項の規定による再開発会社の合併若しくは分割又は市街地再開発事業の譲渡及び譲受の認可
- (39) 法第50条の14第1項の規定による審査委員の選任の承認
- (40) 法第50条の15第1項の規定による市街地再開発事業の終了の認可
- (41) 法第60条第1項ただし書（同条第2項の規定において準用する場合を含む。）の規定による土地の立入りの許可
- (42) 法第61条第1項の規定による土地の試掘等の許可（前号の許可を受けた者に係るものに限る。）
- (43) 法第66条第1項の規定による土地の形質の変更等の許可（個人施行者、組合又は再開発会社が行う市街地再開発事業に係るものに限る。）
- (44) 法第66条第2項の規定による意見の聴取（前号に規定する許可に係るものに限る。）
- (45) 法第66条第4項の規定による土地の原状回復等の命令（個人施行者、組合又は再開発会社が行う市街地再開発事業に係るものに限る。）
- (46) 法第66条第5項の規定による土地の原状回復等（前号に規定する命令に係るものに限る。）
- (47) 法第66条第7項の規定による土地の形質の変更等の承認（個人施行者、組合又は再開発会社が行う市街地再開発事業に係るものに限る。）
- (48) 法第66条第8項の規定による意見の聴取（前号に規定する承認に係るものに限る。）
- (49) 法第72条第1項（同条第4項において準用する場合を含む。）の規定による権利変換計画の認可（個人施行者、組合又は再開発会社が行う市街地再開発事業に係るものに限る。）
- (50) 法第98条第2項（法第99条の8第5項及び第118条の27第2項において準用する場合を含む。）の規定による土地等の引渡し等の代執行（個人施行者、組合又は再開発会社が行う市街地再開発事業に係るものに限る。）
- (51) 法第98条第3項の規定による補償金の受領（前号に規定する代執行に係るものに限る。）
- (52) 法第99条の3第3項（法第99条の8第5項（法第118条の28第2項において準用する場合を含む。）及び第118条の28第2項において準用する場合を含む。）の規定による特定建築者の決定の承認（個人施行者、組合又は再開発会社が行う市街地再開発事業に係るものに限る。）
- (53) 法第112条の規定による事業代行の開始の決定
- (54) 法第113条（法第118条の30第2項において準用する場合を含む。）

- む。)の規定による個人施行者の氏名等の公告
- (55) 法第114条（法第118条の30第2項において準用する場合を含む。)の規定による事業の代行
- (56) 法第117条第1項（法第118条の30第2項において準用する場合を含む。)の規定による事業代行終了の公告
- (57) 法第117条第3項（法第118条の30第2項において準用する場合を含む。)の規定による財産の処分及び債務の弁済に関する計画の承認
- (58) 法第118条の6第1項（同条第4項において準用する場合を含む。)の規定による管理処分計画の認可（再開発会社が行う市街地再開発事業に係るものに限る。)
- (59) 法第118条の30第1項の規定による事業代行の開始の決定
- (60) 法第124条第2項の規定による必要な措置の命令
- (61) 法第124条の2第1項の規定による事業又は会計の状況の検査及び処分の取消し等の命令
- (62) 法第124条の2第2項の規定による第一種市街地再開発事業の施行の認可の取消し
- (63) 法第124条の2第3項の規定による認可の取消しの公告
- (64) 法第125条第1項の規定による事業又は会計の状況の検査
- (65) 法第125条第2項の規定による事業又は会計の状況の検査
- (66) 法第125条第3項の規定による処分の取消し等の命令
- (67) 法第125条第4項の規定による組合の設立の認可の取消し
- (68) 法第125条第5項の規定による総会等の招集
- (69) 法第125条第6項の規定による理事等の解任の投票の実施
- (70) 法第125条第7項の規定による議決、選挙、当選又は解任の投票の取消し
- (71) 法第125条の2第1項の規定による事業又は会計の状況の検査
- (72) 法第125条の2第2項の規定による事業又は会計の状況の検査
- (73) 法第125条の2第3項の規定による処分の取消し等の命令
- (74) 法第125条の2第4項の規定による市街地再開発事業の施行の認可の取消し
- (75) 法第125条の2第5項の規定による認可の取消しの公告
- (76) 法第128条第1項の規定による審査請求の裁決（組合又は再開発会社がした処分に係るものに限る。)
- (77) 法第129条の2第1項の規定による再開発事業計画の認定
- (78) 法第129条の5第1項の規定による認定再開発事業計画の変更の認定
- (79) 法第129条の6の規定による報告の徴収
- (80) 法第129条の7の規定による地位の承継の承認
- (81) 法第129条の8の規定による必要な措置の命令
- (82) 法第129条の9第1項の規定による再開発事業計画の認定の取消し
- (83) 法第133条第1項の規定による管理規約の認可（個人施行者、組合又は再開発会社が施行する市街地再開発事業に係るものに限る。)
- (84) 政令第4条の2第3項（政令第22条の3において準用する場合を含む。)の規定による審査委員の解任の承認

<p>(85) 政令第18条第2項の規定による解任投票所等の公告 (86) 政令第18条第3項において準用する政令第13条第4項の規定による権限を証する書面の受理 (87) 政令第18条第3項において準用する政令第13条第8項の規定による職員の指名 (88) 政令第18条第3項において準用する政令第13条第9項の規定による立会人の選任 (89) 政令第18条第3項において準用する政令第13条第10項の規定による職員の指名 (90) 政令第18条第3項において準用する政令第14条第1項の規定による解任の投票の結果の公告 (91) 政令第18条第3項において準用する政令第15条第1項の規定による職員の指名 (92) 政令第18条第3項において準用する政令第15条第2項の規定による解任投票録の保存 (93) 政令第18条第3項において準用する政令第16条第1項の規定による異議の申出の受理 (94) 政令第18条第3項において準用する政令第16条第2項の規定による異議に対する決定等 (95) 政令第18条第3項において準用する政令第16条第3項の規定による解任の投票の無効の決定 (96) 政令第18条第3項において準用する政令第16条第4項の規定による解任の投票の無効の決定</p>	
<p>28 農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号。以下この項において「法」という。）に基づく事務のうち次に掲げるもの (1) 法第15条の15第1項の規定による開発行為の許可 (2) 法第15条の15第6項の規定による意見の聴取 (3) 法第15条の16の規定による開発行為の中止等の命令 (4) 法第15条の17第1項の規定による必要な措置の勧告 (5) 法第15条の17第2項の規定による勧告の内容等の公表</p>	<p>山形市、米沢市、 鶴岡市、酒田市及び 天童市</p>

第2条第1項の表中第23項を第26項とし、第20項から第22項までを3項ずつ繰り下げ、同表第19項事務の欄中「第23項」を「第26項」に改め、同項を同表第22項とし、同表中第18項を第21項とし、第12項から第17項までを3項ずつ繰り下げ、同表第11項事務の欄中「昭和29年法律第119号」を「昭和29年法律第119号。以下この項及び次項において「法」という。」に改め、同欄第1号及び第2号中「土地区画整理法」を「法」に改め、同項市町村の欄中「各市」を「各市（個人施行者、組合又は市町村が施行する土地区画整理事業に係る事務にあつては山形市を除く。）」に改め、同項を同表第13項とし、同項の次に次の1項を加える。

<p>14 法及び土地区画整理法施行令（昭和30年政令第47号。以下この項において「政令」という。）に基づく事務のうち次に掲げるもの (1) 法第4条第1項の規定による土地区画整理事業の施行の認可 (2) 法第9条第3項（法第10条第3項及び第13条第4項において準用する場合を含む。）の規定による施行者の氏名等の公告等 (3) 法第10条第1項の規定による規準若しくは規約又は事業計画の変更の認可</p>	<p>米沢市、鶴岡市、 酒田市及び天童市</p>
--	------------------------------

- (4) 法第11条第4項の規定による規約の認可
- (5) 法第11条第7項の規定による新たに施行者となった者の氏名等の届出の受理
- (6) 法第11条第8項の規定による認可等の公告
- (7) 法第13条第1項の規定による土地区画整理事業の廃止又は終了の認可
- (8) 法第14条第1項の規定による組合の設立の認可
- (9) 法第14条第2項の規定による組合の設立の認可
- (10) 法第14条第3項の規定による事業計画の認可
- (11) 法第20条第1項（法第39条第2項において準用する場合を含む。）の規定による事業計画の縦覧
- (12) 法第20条第2項（法第39条第2項において準用する場合を含む。）の規定による意見書の受理
- (13) 法第20条第3項（法第39条第2項において準用する場合を含む。）の規定による事業計画の修正の命令等
- (14) 法第20条第5項（法第39条第2項において準用する場合を含む。）の規定による事業計画の修正の申告の受理等
- (15) 法第21条第3項の規定による組合の名称等の公告等
- (16) 法第21条第4項の規定による組合の名称等の公告
- (17) 法第29条第1項の規定による理事の氏名等の届出の受理
- (18) 法第29条第2項の規定による理事の氏名等の公告
- (19) 法第39条第1項の規定による定款又は事業計画若しくは事業基本方針の変更の認可
- (20) 法第39条第4項の規定による組合の名称等についての変更に係る事項の公告等
- (21) 法第39条第5項の規定による組合の名称等についての変更に係る事項の公告
- (22) 法第45条第2項の規定による組合の解散の認可
- (23) 法第45条第5項の規定による組合の設立の認可の取消し等の公告
- (24) 法第49条の規定による決算の承認
- (25) 法第76条第5項の規定による土地の原状回復等（個人施行者又は組合が施行する土地区画整理事業に係るものに限る。）
- (26) 法第86条第1項の規定による換地計画の認可（個人施行者又は組合が施行する土地区画整理事業に係るものに限る。）
- (27) 法第97条第1項の規定による換地計画の変更の認可（個人施行者又は組合が施行する土地区画整理事業に係るものに限る。）
- (28) 法第103条第3項の規定による換地処分の届出の受理（個人施行者又は組合が施行する土地区画整理事業に係るものに限る。）
- (29) 法第103条第4項の規定による換地処分の公告（前号に規定する届出に係るものに限る。）
- (30) 法第124条第1項の規定による事業又は会計の状況の検査及び処分の取消し等の命令
- (31) 法第124条第2項の規定による土地区画整理事業の施行の認可の取消し
- (32) 法第124条第3項の規定による認可の取消しの公告
- (33) 法第125条第1項の規定による事業又は会計の状況の検査

- (34) 法第125条第2項の規定による事業又は会計の状況の検査
- (35) 法第125条第3項の規定による処分取消し等の命令
- (36) 法第125条第4項の規定による組合の設立の認可の取消し
- (37) 法第125条第5項の規定による総会等の招集
- (38) 法第125条第6項の規定による理事等の解任の投票の実施
- (39) 法第125条第7項の規定による議決、選挙、当選又は解任の投票の取消し
- (40) 法第127条の2第1項の規定による審査請求の裁決（組合がした処分に係るものに限る。）
- (41) 法第136条の規定による意見の聴取（個人施行者又は組合が施行する土地区画整理事業に係るものに限る。）
- (42) 政令第16条第2項の規定による解任投票所等の公告
- (43) 政令第16条第3項において準用する政令第11条第4項の規定による職員の指名
- (44) 政令第16条第3項において準用する政令第11条第6項の規定による職員の指名
- (45) 政令第16条第3項において準用する政令第11条第8項の規定による職員の指名
- (46) 政令第16条第3項において準用する政令第11条第10項の規定による職員の指名
- (47) 政令第16条第3項において準用する政令第12条第1項の規定による解任の投票の結果の公告
- (48) 政令第16条第3項において準用する政令第13条第1項の規定による職員の指名
- (49) 政令第16条第3項において準用する政令第13条第2項の規定による解任投票録の保存
- (50) 政令第16条第3項において準用する政令第14条第1項の規定による異議の申出の受理
- (51) 政令第16条第3項において準用する政令第14条第2項の規定による異議の申出の決定等
- (52) 政令第16条第3項において準用する政令第14条第3項の規定による解任の投票の無効の決定
- (53) 政令第16条第3項において準用する政令第14条第4項の規定による解任の投票の無効の決定

第2条第1項の表中第10項を第11項とし、同項の次に次の1項を加える。

- 12 農地法（昭和27年法律第229号。以下この項において「法」という。）及び農地法施行令（昭和27年政令第445号）に基づく事務のうち次に掲げるもの
 - (1) 法第4条第1項の規定による農地を農地以外のものにする許可（同一の事業の目的に供するため2ヘクタールを超える農地を農地以外のものにする場合を除く。）
 - (2) 法第4条第3項（法第5条第3項において準用する場合を含む。）の規定による意見の聴取
 - (3) 法第5条第1項の規定による農地又は採草放牧地について権利を設定し、又は移転する許可（同一の事業の目的に供するため2ヘク

山形市、米沢市、
鶴岡市、酒田市及
び天童市

- タールを超える農地又はその農地と併せて採草放牧地について権利を取得する場合を除く。)
- (4) 法第82条第1項の規定による立入調査等（第1号及び前号に規定する許可並びに第8号に規定する処分に係るものに限る。）
- (5) 法第82条第3項の規定による前号に規定する立入調査等の通知又は公示
- (6) 法第82条第5項の規定による第4号に規定する立入調査等による損失の補償
- (7) 法第83条の規定による報告の徴収（第1号及び第3号に規定する許可、第4号に規定する立入調査等、第6号に規定する損失の補償並びに次号に規定する処分に係るものに限る。）
- (8) 法第83条の2の規定による許可の取消し等の処分（法第4条第1項若しくは第5条第1項の規定に違反した者又はその一般承継人及び第1号又は第3号に規定する許可に付した条件に違反している者並びにそれらの者から当該違反に係る土地について工事その他の行為を請け負った者又はその工事その他の行為の下請人並びに偽りその他不正の手段により第1号又は第3号に規定する許可を受けた者に対するものに限る。）
- (9) 農地法施行令第1条の7第2項及び第1条の15第2項において準用する同令第1条の2第4項の規定による申請書の提出があった旨の通知（第1号及び第3号に規定する許可に係るものに限る。）

第2条第1項の表中第9項を第10項とし、第4項から第8項までを1項ずつ繰り下げ、同表第3項事務の欄中「昭和22年法律第164号」を「昭和22年法律第164号。以下この項及び次項において「法」という。」に、「同法」を「法」に、「里親」を「里親の認定に係る申請書」に、「申出の」を「申請又は申出の」に改め、同項の次に次の1項を加える。

<p>4 法に基づく事務のうち次に掲げるもの</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 法第59条第1項の規定による報告の徴収又は立入調査等（法第59条の2第1項に規定する施設に係るものに限る。） (2) 法第59条第3項の規定による施設の設備又は運営の改善その他の勧告（法第59条の2第1項に規定する施設に係るものに限る。） (3) 法第59条第4項の規定による勧告に従わなかった旨の公表（前号に規定する勧告に係るものに限る。） (4) 法第59条第5項の規定による事業の停止等の命令（法第59条の2第1項に規定する施設に係るものに限る。） (5) 法第59条の2第1項の規定による施設の名称等の届出の受理 (6) 法第59条の2第2項の規定による届け出た事項の変更等の届出の受理 (7) 法第59条の2の5第1項の規定による施設の運営の状況の報告の受理 (8) 法第59条の2の5第2項の規定による施設の運営の状況等の公表 	<p>山形市、米沢市、鶴岡市、酒田市及び天童市</p>
---	-----------------------------

第2条第1項の表に次の1項を加える。

<p>47 電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律施行条例（平成15年12月県条例第54号。以下この項において「条例」という。）に</p>	<p>各市町村</p>
--	-------------

<p>基づく事務のうち次に掲げるもの</p> <p>(1) 条例第2条第1項の規定による発行手数料の徴収</p> <p>(2) 条例第2条第2項の規定による発行手数料の納付</p>	
--	--

附則第3項中「第2条第1項の表第12項」を「第2条第1項の表第15項」に改め、附則第4項中「第2条第1項の表第18項及び第20項」を「第2条第1項の表第22項」に、「同表第18項及び第20項」を「同表第22項」に改める。

附 則

- この条例は、平成16年4月1日から施行する。ただし、第2条第1項の表に1項を加える改正規定は、規則で定める日から施行する。
- この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に知事がした処分その他の行為のうちこの条例の施行の際現に効力を有するもの又はこの条例の施行の際現に知事に対してされている申請その他の行為で、施行日以後において改正後の第2条第1項の規定により市の長が執行することとなる事務（同項の表第4項、第12項、第14項、第27項及び第28項に掲げるものに限る。）に係るものは、施行日以後においては、当該市の長がした処分その他の行為又は当該市の長に対してされた申請その他の行為とみなす。

電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律施行条例をここに公布する。

平成15年12月19日

山形県知事 高 橋 和 雄

山形県条例第54号

電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律施行条例

（趣旨）

第1条 この条例は、電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律（平成14年法律第153号。以下「法」という。）第34条第4項に規定する発行手数料及び同条第5項に規定する情報提供手数料に関し必要な事項を定めるものとする。

（発行手数料）

第2条 法第3条第1項の規定により電子証明書の発行の申請をしようとする者は、同条第7項の規定により電子証明書の提供を受ける際に、法第34条第4項に規定する発行手数料（以下「発行手数料」という。）を知事に納付しなければならない。

2 知事は、前項の規定により納付された発行手数料を法第34条第1項の規定により知事が認証業務の実施に関する事務を行わせることとした者（以下「指定認証機関」という。）に納付しなければならない。

3 指定認証機関は、発行手数料を自己の収入として収受するものとし、発行手数料の額は、指定認証機関が行う法第3条第6項の規定による電子証明書の発行に係る電子計算機処理等に要する費用を基礎として、指定認証機関が定める。

（情報提供手数料）

第3条 指定認証機関は、法第34条第5項に規定する情報提供手数料を自己の収入として収受するものとし、当該情報提供手数料の額は、次の各号に掲げる事務ごとに、当該事務に係る電子計算機処理等に要する費用を基礎とし、かつ、当該事務に係る請求の目的の公共性を考慮して、指定認証機関が定める。

- 指定認証機関が行う法第18条第1項の規定による保存期間に係る失効情報の提供
- 指定認証機関が行う法第18条第2項の規定による保存期間に係る失効情報ファイルの提供

附 則

この条例は、規則で定める日から施行する。

山形県立大学条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成15年12月19日

山形県知事 高 橋 和 雄

山形県条例第55号

山形県立大学条例の一部を改正する条例

山形県立大学条例（昭和39年3月県条例第39号）の一部を次のように改正する。

第5条を第6条とし、第4条を第5条とし、第3条を第4条とし、第2条の次に次の1条を加える。

（大学院）

第3条 山形県立保健医療大学に大学院を置き、その研究科及び専攻、課程並びに当該課程の標準修業年限は、次のとおりとする。

研 究 科	専 攻	課 程	標準修業年限
保健医療学研究科	保健医療学専攻	修士課程	2 年

附 則

この条例は、規則で定める日から施行する。

山形県立大学の授業料等徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成15年12月19日

山形県知事 高 橋 和 雄

山形県条例第56号

山形県立大学の授業料等徴収条例の一部を改正する条例

山形県立大学の授業料等徴収条例（昭和38年3月県条例第10号）の一部を次のように改正する。

別表中		学 生	年額 520,800円	282,000円	564,000円	17,000円	を
-----	--	-----	-------------	----------	----------	---------	---

	学 部 の 生	年額 520,800円	282,000円	564,000円	17,000円	に改める。
	大学院の 研究科の 学 生	年額 520,800円	282,000円	564,000円	30,000円	

附 則

（施行期日）

1 この条例は、規則で定める日から施行する。

（山形県立保健医療大学の大学院の平成16年度における入学の許可を受けようとする者からの入学料の徴収等）

2 県は、山形県立大学条例の一部を改正する条例（平成15年12月県条例第55号）による改正後の山形県立大学条例（昭和39年3月県条例第39号）第3条に規定する山形県立保健医療大学の大学院の平成16年度における入学（以下「大学院の入学」という。）の許可を受けようとする者（大学院の入学の許可を受けるための手続をこの条例の施行の日前に終了する者に限る。）から入学料を徴収し、その額は、次の各号に掲げる大学院の入学の許可を受けようとする者の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 本人又は本人の一親等の尊属が本人の入学の日の1年前から引き続き山形県の区域内に住所を有する者 282,000円

(2) 前号に掲げる者以外の者 564,000円

- 3 知事は、やむを得ない事情があると認めるときは、前項の入学料の全部若しくは一部を免除し、又はその徴収を猶予することができる。
- 4 県は、この条例の施行の日に行う大学院の入学に係る入学考査を受けようとする者から入学考査料を徴収し、その額は、30,000円とする。
- 5 前3項の規定の施行に関し必要な事項は、知事が定める。

国営土地改良事業負担金徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成15年12月19日

山形県知事 高橋和雄

山形県条例第57号

国営土地改良事業負担金徴収条例の一部を改正する条例

国営土地改良事業負担金徴収条例（昭和53年3月県条例第14号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項及び附則第2項中「国営最上川中流土地改良事業」を「国営最上川中流土地改良事業（昭和46年度から昭和61年度まで事業実施分）」に改める。

別表中 「

国営最上川下流沿岸土地改良事業

」を

「

国営最上川下流沿岸土地改良事業
国営最上川中流土地改良事業（平成15年度以降事業実施分）

」に、

「

国営最上川中流土地改良事業

」を「

国営最上川中流土地改良事業（昭和46年度から昭和61年度まで事業実施分）

」に

改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。